

入札公告

下記の業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第75条の規定に基づき公告する。

平成30年2月21日

伊賀市上下水道事業管理者 北山 太加視

1 一般競争入札に付する事項	
(1) (契約番号) 業務委託名	(4292000609) 平成30～32年度 伊賀市下水道処理施設維持管理業務委託
(2) 履行場所	伊賀市 ゆめが丘他 地内
(3) 概要	各下水道処理施設維持管理業務・・・上野新都市浄化センター、上野新都市産業汚水処理施設、柘植浄化センター、せせらぎ浄化センター、希望ヶ丘浄化センター、壬生野東部浄化センター、島ヶ原浄化センター、下出中継ポンプ場、マンホール形式ポンプ場(97箇所) 業務内容・・・各処理施設保守点検業務、運転操作監視業務、水質試験業務、事務業務、その他業務、水質分析、マンホールポンプ維持管理
(4) 履行期間	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
(5) 業務担当課	上下水道部 下水道工務課
2 参加資格に関する事項	
(1) 地域要件	市内、準市内、県内及び県外業者(愛知県、奈良県、滋賀県、京都府、大阪府)
(2) 登録部門	施設運営・管理 下水道施設運営・管理
(3) 履行実績	伊賀市下水道処理施設の処理方式の全て(OD法、活性汚泥法、土壌被覆型礫間接触酸化法、砂ろ過法、急速ろ過法)の維持管理業務の実績を有し、平成19年度以降に地方公共団体発注の下水道処理施設(計画処理能力4,900m ³ /日以上)の運転維持管理等の業務を単独元請で3年以上履行している者
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者 ② 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者 ③ 告示日現在、国土交通省の下水道処理施設維持管理業者登録業者及び三重県(伊賀区域)の浄化槽保守点検登録業者であること。 ④ 告示日現在、下水道法第22条第2項に規定されている資格を有する者、またその他維持管理に必要な関連法令で規定されている資格を有する者を雇用しており、履行期間を通じて従事することができること。 ⑤ 大雨・故障等緊急時の対応については、当該施設に2時間以内に到着でき、初期対応ができる者
3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項	
(1) 添付書類	履行実績書
(2) 提出期間	本公告の日から 平成30年2月27日(火) 午後4時30分まで
(3) 提出場所	伊賀市上下水道部経営企画課 伊賀市ゆめが丘七丁目4-4ゆめが丘浄水場管理棟内(持参により提出)
(4) 質問受付期間	本公告の日から 平成30年2月27日(火) 午後4時30分まで
(5) 質問の回答	平成30年3月1日(木)から経営企画課で閲覧及び伊賀市ホームページに掲載する。
4 入札参加者の決定及び入札に関する事項	
(1) 参加資格の可否	参加確認申請書と添付書類等を審査のうえ決定し、資格無しのみFAX及び郵送により通知する。当該通知は、3月1日(木)までに行う。
(2) 入札(開札)日時	平成30年3月14日(水) 午後1時30分
(3) 入札(開札)場所	伊賀市上下水道部第4会議室
(4) 入札方法	郵便による入札(一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による)
(5) 提出期限	平成30年3月13日(火) 必着
(6) 提出先	〒518-8799 日本郵便株式会社三重上野郵便局留 伊賀市上下水道部経営企画課 行
(7) 入札回数	2回を限度とする。
(8) 最低制限価格	あり(予定価格の10分の9から10分の7の範囲内で設定)
(9) 入札保証金	免除
(10) 契約保証金	伊賀市会計規則第99条の規定による。
(11) 入札の無効	伊賀市会計規則第81条の規定に該当する入札は無効とする。
(12) 入札の中止	伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項の規定による。
5 支払い条件	
(1) 前払金	なし
(2) 部分払	あり(11回以内)
6 その他	
(1) 納税証明書等(未納税額のない:入札日から起算して6か月以内のもの)の提示がないと、当該入札には参加できない。	
特記事項	本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要領の規定によるものとする。

履行実績別紙

【業務対象施設の概要】

処 理 場 名	処 理 方 式
上野新都市浄化センター	活性汚泥法(2段循環変法)+砂ろ過
上野新都市産業汚水処理施設	礫間接触方式
柘植浄化センター	オキシデーションディッチ法+砂ろ過
せせらぎ浄化センター	土壌被覆型礫間接触酸化法
希望ヶ丘浄化センター	土壌被覆型礫間接触酸化法
壬生野東部浄化センター	オキシデーションディッチ法(農業集落排水施設)
島ヶ原浄化センター	オキシデーションディッチ法+急速ろ過法
下出中継ポンプ場	φ100×1.16m ³ /分×17.7m 3台
マンホール形式中継ポンプ場	97箇所(公共:94箇所、農集:3箇所)

別紙 有資格者に関する条件（会社に求める資格）

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 職長・安全衛生責任者教育修了者
（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12の2に規定する資格者）

有資格者に関する条件（各施設に求める資格）

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 下水道処理施設管理技士あるいは下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者
又は第3種下水道技術検定合格者（壬生野東部浄化センターを除く）
（下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格者）
- 2 浄化槽技術管理者（壬生野東部浄化センターに限る）
（浄化槽法（昭和58年法律第43号）施工条例第10条に規定する資格者）

有資格者に関する条件（現場に求める資格）

施設の運営に必要な有資格者は、次のとおりである。

- 1 危険物取扱者乙種4類
（消防法（昭和23年法律第186号）第13条に規定する資格者）
- 2 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
（労働安全衛生法第14条に規定する資格者）
- 3 クレーン運転の業務に係る特別教育修了者
（労働安全衛生法第61条に規定する資格者）
- 4 玉掛け技能講習修了者
（労働安全衛生法第61条に規定する資格者）
- 5 第二種電気工事士
（電気工事法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する資格者）